

コンプライアンス(法令等遵守)について

法律に則った公正な企業活動を通して、
社会からの揺るぎない信頼を獲得。

銀行は、高い公共性を有し、お客さまとの取引などを通じて広く内外の経済発展に寄与すべき重要な社会的使命を担っています。

当行は、この点を改めて自覚するとともにこうした責務を果たし、社会からの揺るぎない信頼を勝ち得ていくために、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつと位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業行動を行うことを基本方針としています。

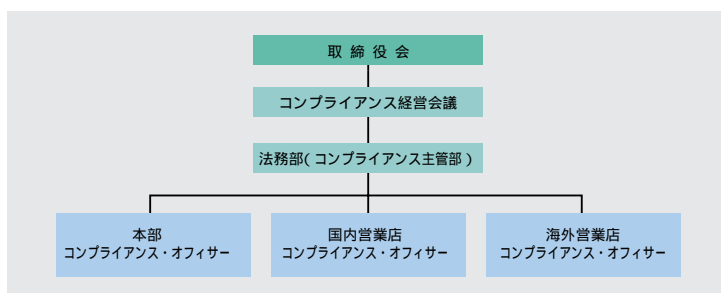
そのため、当行は、法務部をコンプライアンスの主管部と定め、コンプライアンス統括室を中心として次のとおりコンプライアンス体制の整備やコンプライアンス推進活動を実施し、コンプライアンスの徹底を図っています。

1. 当行のコンプライアンス体制

当行のコンプライアンス体制は、取締役会、コンプライアンス経営会議、コンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス主管部を中心に運営しています。

コンプライアンス経営会議(議長:頭取)は、当行のコンプライアンスに関する重要事項を審議する機関として設置し、定期的を開催しています。さらにここで審議した事項は、取締役会で決議しています。

また、本部および国内外の全営業店にコンプライアンス・オフィサーを配置し、それぞれの組織でコンプライアンスの浸透・徹底を図るとともに行員の相談窓口やコンプライアンス統括室の連絡窓口になっています。市場証券業務については業務の専門性や業務内容のリスク度などを勘案し、業務部門から独立した組織として法務部内に市場コンプライアンス室を設置し、コンプライアンスの徹底を図っています。さらに、内外の顧問法律事務所や会計事務所など専門家のサポート体制の充実につとめています。



(平成12年5月31日現在)

2. 当行のコンプライアンス活動

第一に、コンプライアンス体制整備やコンプライアンス推進活動など当行のコンプライアンスに関する年間の実践計画を「コンプライアンス・プログラム」として定めています。

第二に、コンプライアンスを実現するため、当行の企業行動原理、行動規範、遵守すべき主要法令、行内ルールなどを記載した具体的な手引書として、「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全行員に配付し内容を周知徹底しています。

第三に、本部各部および営業店がコンプライアンスの着実な実践を図るために、それぞれの組織でコンプライアンス・オフィサーを中心とした第一次チェックならびに検査部・業務監査部による第二次チェックを行っています。

第四に、各階層別の研修の中で行員に対するコンプライアンス研修を充実させるとともに、コンプライアンス・オフィサーに対する研修を実施し、コンプライアンスの基本的事項の啓蒙や周知徹底を行っています。

「コンプライアンス」は銀行経営の「岩盤」であり、今後とも常にお客さまの信頼にお応えできるように、この体制を継続的に見直し、改善に取り組んでいきます。